

## 社会福祉法人「中央学院」理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人中央学院定款（以下「定款」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、理事及び監事に対してのみ報酬等を支給するものとし、評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

2 理事及び監事に対して支給する報酬等は、報酬のみ（以下「報酬」という。）とする。

### (報酬の額の算定方法)

第3条 理事及び監事に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、法議会において決定する。

(1) 報酬 別表に定める額

### (報酬の支給方法)

第4条 理事及び監事に対する報酬の支給の時期は、次に掲げる報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 理事及び監事の報酬 毎年12月

(2) 理事長の報酬 毎月25日

(該当日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は前日とする。)

(3) 報酬は、通貨を持って本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(4) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の額の月割計算)

第5条 新たに理事に就任した者には、その月から12月までの報酬が12月に支給される。

2 理事が退任又は解任された場合は、1月から当月分までの報酬を翌月に支給される。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附則

(施行期日等)

この規程は、平成29年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	年額 540万円以内
理事(理事長を除く)	年額 12万円以内
監事	年額 3万円以内